

各務原市文化会館包括管理業務に係る質問及び回答

No.	資料名	該当ページ	質問日	質問事項	回答	回答日
1	各務原市文化会館包括管理業務委託仕様書	P 1 (表紙除く) 上段	R7.1.21	・・・本施設の保守点検、管理、修繕等を包括的に委託し・・・とあるが、管理、修繕等とは具体的に何を指すか？	<p>管理につきましては、施設内の設備や備品の定期的な点検・運転確認、施設内の清掃・整理整頓業務及び施設の衛生管理となります。</p> <p>修繕につきましては、受託者は下記に掲げる軽微な補修等を想定しております。</p> <p>⇒軽微な補修等の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 汚れ、詰まり、付着物等がある部品の清掃 ・ 取り付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整 ・ ボルト、ねじ等の緩みがある場合の増し締め ・ 潤滑油、グリス、充填油等の補充 ・ 接触部分、回転部分等への注油 ・ 軽微な損傷がある部分の補修（交換部品を除く） ・ 給排水設備に関連するパッキンの交換 ・ その他これらに類する軽微な作業 	R7.1.28
2	各務原市文化会館包括管理業務委託仕様書	全般	R7.1.21	備品や消耗品の受託者負担は想定しているか？	<p>現行の維持管理保守点検業務に必要な消耗品類は、その業務によって負担者が異なります。</p> <p>例えば、建物清掃の維持管理における機器や溶剤（洗剤やワックス）等は受託者の負担となっており、施設利用者が使用するトイレトペーパー、手洗い洗剤等は発注者側の負担となっております。</p> <p>個々具体的な消耗品の負担区分は現行（市管理体制）の負担区</p>	R7.1.28

					分を踏襲しますが、詳細については受託者との協議により決定します。	
3	各務原市文化会館包括管理業務委託仕様書	全般	R7.1.21	修繕の実施判断とそれに伴う費用負担はいずれが行うか？	受託者は、上記回答No.1に記載にある軽微な補修等を行っていただきますが、機能回復作業に類する修繕を受託者の費用負担で行っていただくことは想定しておりません。	R7.1.28
4	各務原市文化会館包括管理業務委託仕様書	P4（7）～P5（9） 別紙⑦⑧⑨点検一覧	R7.1.21	公開されている保守点検仕様に ITV 等カメラ設備の保守点検が含まれていないが相違ないか？ （公開されている文書では判断がつかない為）	ITV 等カメラ設備の保守点検は必要です。 ⇒別紙⑧業務一覧表、⑧点検一覧表、市民会館「音響」設備一覧表及び文化ホール「音響」設備一覧表を修正しました。 ⇒「追加・修正資料」（別紙 P48～P53）をご覧ください。	R7.1.28
5	「各務原市文化会館包括管理業務委託」実施要領	P1（表紙除く） 中段（4）	R7.1.30	委託料上限額（ア総額・イ年度別上限額）について「税込」とあるが、申請日現在の税率（10%）での見込み額という解釈でよろしいか？ 将来の税率が変動した場合は、その時点における税率を適用するという解釈でよろしいか？	ご指摘の通り、「税込」と記載がある場合、申請日現在の税率（10%）を適用した見込み額となります。したがって、申請時点では現行の税率を基に金額を算出いたします。 また、将来的に税率が変更された場合には、その変更後の税率を適用し、改めて金額を再計算いたします。税率変更があった際には、その時点での適用税率に基づき、適切に調整いたします。	R7.2.5
6	各務原市文化会館包括管理業務委託仕様書	P2（表紙除く） 上段（5）	R7.1.30	総括責任者は開館日常駐でしょうか？ 常駐の場合の勤務時間を	常駐ではありません。	R7.2.5

				教えてください。		
7	各務原市文化会館包括管理業務委託仕様書	別紙⑧ 別紙 P48～ P53	R7.1.30	ITV の保守業者をご教示ください。	資料 3 における「舞台音響設備保守点検業務委託」の契約相手方です。	R7.2.5
8	各務原市文化会館包括管理業務委託仕様書	別紙⑨ 別紙 P54～ P61	R7.1.30	舞台照明設備について文化ホール側の保守業者をご教示下さい。	文化ホールのリニューアル工事に伴い、舞台照明設備は一新されます。 当財団よりその保守業者を提案することはありません。 提案者様による業者選定をお願いいたします。	R7.2.5
9	「各務原市文化会館包括管理業務委託」実施要領	P 3（表紙除く） 中段 6	R7.1.30	提案書の指定様式等がありますでしょうか？	企画提案書の指定様式はございませんので、任意の様式にて作成してください。	R7.2.5

※質問に対する回答内容は、実施要領及び業務委託仕様書の追加又は修正として扱います。